

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 車いす一時貸出事業 貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が市民の福祉の向上を図るため、緊急一時的に短期間、車いすを必要とする者に対し、これを貸出すことについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 車いすの貸出しの対象者は、原則、市内に住所を有する者であって、車いすが一時的に必要な在宅生活者とする。ただし、他法・他施策を優先し、既に車いすを所持している者を除くものとする。

2 前項の規定に関わらず、本会事務局長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出期間)

第3条 車いすの貸出期間は、原則1カ月以内とし、最大3カ月まで延長することができる。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用申請)

第4条 車いすの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本会事務局長に利用許可申請書の提出をしなければならない。

(利用料等)

第5条 車いすの貸出しに係る利用料は、無料とする。ただし、車いすの貸出しを受けている間の当該車いすの修繕等の維持管理に要する経費は、申請者が負担する。

(申請者の遵守事項)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車いすの取り扱いについて細心の注意を払い、安全な使用に努めること。
- (2) 車いすを必要としなくなったとき、又は貸出しの対象者でなくなったときは、速やかに返却すること。
- (3) 車いすを紛失又は破損した場合は、直ちにその状況を本会事務局長に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 申請者は、故意又は過失により車いすを紛失又は破損した場合は、その損害を賠償すること。
- (5) 貸出した車いすの使用中に起きた事故については、申請者の責任において処理すること。
- (6) 車いすを譲渡し、転貸する等貸出しの目的以外に使用しないこと。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。